金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部改正
及び金沢市開発指導基準の変更の骨子（案）について

１．目　的

平成 30 年度に策定された「金沢市緑のまちづくり計画」では、住宅地の緑化推進をはじめとした「民有地における良質な緑化の促進」や「公園整備に関する制度及びあり方の見直し」を進めることとしており、この一環として、金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の改正や金沢市開発指導基準の見直しを行うものです。

２．現状と課題

（１）公園等の緑の現状

・一人当たりの都市公園面積が約 13 ㎡である。(都市公園法施行令による標準は 10 ㎡)

・公園や緑地の誘致距離を踏まえた都市計画区域内の緑の充足状況は９割を超える。

⇒ 市全体で見ると、公園等は概ね充足している。

（２）公園等の緑の課題

・小公園が現在 143 箇所あるが、小さいため使い勝手が悪くあまり利用されていない。

・開発行為に伴う小公園が、毎年１～２箇所ずつ増加している。

⇒ 公園の規模や配置について適正化が必要である。

３．改正（案）

（１）金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部改正

開発区域の緑化推進のため、「開発行為者は、0.3ha 以上の開発行為において開発区域内の緑化の目標を設定した計画（緑化計画）を策定し、市長に届け出なければならない」旨の追加を行う。

（２）金沢市開発指導基準の変更【市街化区域内】

0.3ha 以上 1ha 未満の開発行為において、近隣に既設公園があり、かつ、民有地の緑化の目標を設定した計画を届け出た場合は、公園等の設置を要しない。

開発行為面積	0.3ha 以上１ha 未満	１ha 以上５ha 未満
現　　行	公園等整備（３％以上）	公園等整備（３％以上）
変 更(案)	民有地緑化の目標設定 または公園等整備 (3%以上)	

４．開発行為による公園等の設置を要しない距離等について

市街化区域内における開発区域が、既設公園の境界から公園の種類ごとに定める誘致距離以内にある場合は、民有地の緑化の目標を設定した計画の届出をもって公園等の設置は不要となります。

＜0.3ha 以上１ha 未満の分譲宅地開発に適用＞

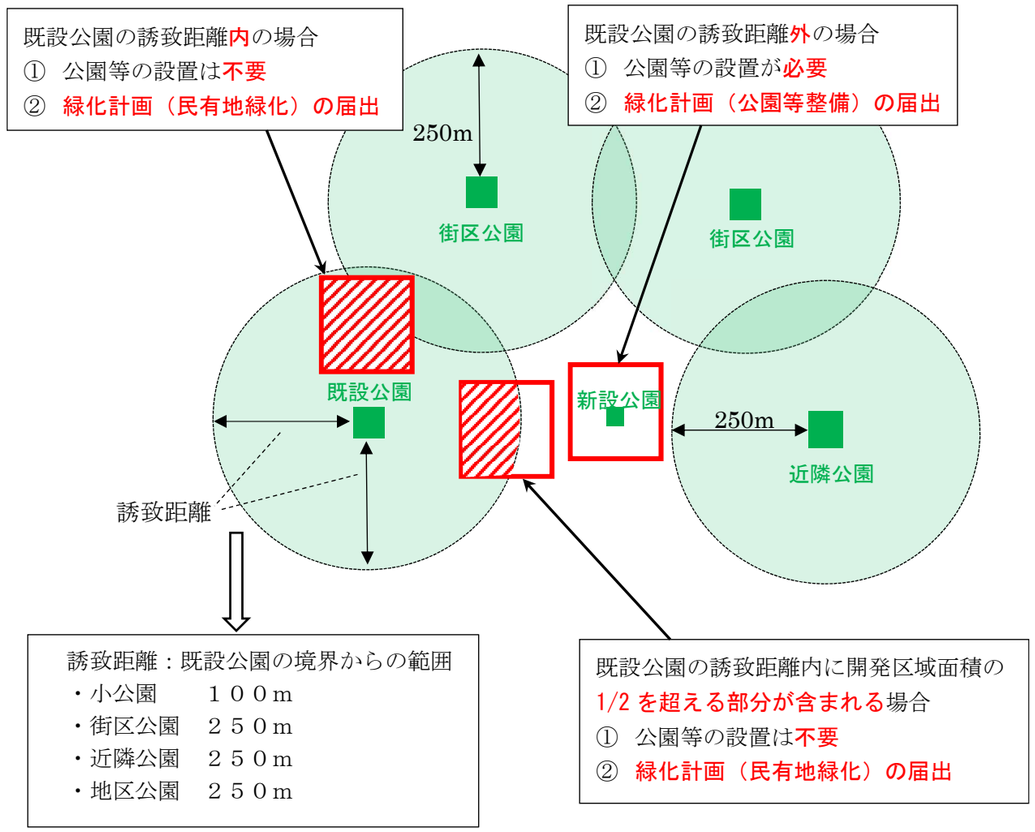

５．スケジュール

・令和２年３月　　議会上程、条例改正

・令和２年夏頃　　制度運用開始予定

（参考）

開発区域内緑化計画（例）

開発区域に含まれる地域の名称（地名地番）		○○町１丁目１番地ほか
計画の対象となる区域の面積		４，４４４　㎡
住宅等の用途		分譲宅地
緑化の目標		本区域の緑化の推進を図り、良好な生活環境の形成を目標とする。
区域内の緑化を推進するために必要な事項	樹木を植栽する場所	公共空間より望見できる宅地内 （道路面より概ね６ｍ以内）
	樹木の植栽量	各宅地　緑被率１０％以上 （緑被率計算は下の表による）
	樹木の種類	周辺住民および農作物等に害を与える恐れのある次に掲げるものは、植栽してはならない。 （１）　ぜんそく、かぶれ等の原因になるもの ウルシ類等 （２）　毒性のあるもの ドクウツギ、シキミ、ウルシ等 （３）　農作物の病気の媒体となるもの カイヅカイブキ、ハイビャクシン等
	樹木の維持管理	土地所有者等は、樹木等の健全な育成を図るために必要な剪定整枝および病虫害防除を行わなければならない。
	その他	宅地分譲販売に際し、計画届出者は購入者に対して、本緑化計画について書面にて説明を行う。

緑被率

緑　地		基　準	緑地面積
樹木	高木	樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本
	低木	樹高1m未満のもの	1㎡/本
生垣		高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡

●緑地面積
（敷地面積200㎡の場合）

高木1本　1本×25㎡＝25㎡
中木2本　2本×15㎡＝30㎡
生垣6m　延長6m×1㎡＝6㎡

計　61㎡

【計算例】
●緑被率

$$緑被率＝\frac{緑地面積}{敷地面積}\times100\%$$

$$＝\frac{61}{200}\times100\%$$

$$＝30.5\%$$

※緑被率 10%以上を目指します。標準的な宅地（135 ㎡）では、中木１本で満たすことができます。